

The International Joint Venture of the British
Chemical Company in the South America
between the Wars

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 淳 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/699

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



両大戦間期の南アメリカにおける イギリス化学企業の国際合弁事業

松 田 淳

I 序 言

1926年、イギリスで設立された巨大総合化学企業インペリアル・ケミカル・インダストリーズ社^① (Imperial Chemical Industries Ltd.: ICI社)は、「生まれながらの多国籍企業」として、両大戦間期、イギリスの自治領、すなわち「公式帝国」(formal empire)としてのカナダ、オーストラリア、南アフリカ、ならびに「非公式帝国」(informal empire)としての南アメリカのチリ、アルゼンチン、ブラジルに対して対外直接投資を行い、積極的な現地生産体制を布いていた。だがその形態は、地域によって多様であり、本論文が対象とする南アメリカ地域では、カナダ^②とならび、アメリカ合衆国のE.I.デュボン・ドゥ・ヌムール社(E.I. du Pont de Nemours & Co. Inc.: デュボン社)との合弁という形態で事業を展開していた。それは、両地域が一方でイギリスの「公式・非公式帝国」として、その強い影響下に置かれながらも、他方でカナダについてはアメリカ合衆国の隣国、南アメリカ地域についてはアメリカ合衆国の「裏庭」という地政学的条件の下、やはりアメリカ合衆国企業の影響力を排除できないという制約があったからにほかならない。

本論文では、かかる特殊条件の下、イギリス多国籍企業であるICI社が、アメリカ合衆国企業デュボン社との連携により、南アメリカ諸国においていかなる合弁事業を展開していたのかを追究しつつ、両大戦間期におけるICI社の国際合弁事業の実態を解明する。

もっともICI社が両大戦間期に南アメリカ諸国において積極的に展開していた合弁事業は、同時期に突如として登場したものではない。その大半は、ICI社またはその前身企業が第1次世界大戦以前、あるいは両大戦間期にデュボン社をはじめとした主要化学企業との間で締結していた国際カルテルの延長線上に展開されたものであった。従って次節では、デュボン社との合弁事業の前提条件としての国際カルテルについて詳述し、国際合弁事業の実態解明に繋げたい。

II デュポン社との国際カルテル

ICI社は、1929年時点で大小およそ800に及ぶ化学製品関連の国際カルテル（国際協定）を締結していたとされ（Grant *et al.* [1988] 27）、いずれの国際カルテルも、ICI社の命運を握る極めて重要な事業に関連するものばかりであった。かかる広汎な活動の中、とりわけ「盟友」であるデュポン社との南アメリカ諸国における合弁事業の土台を構築した国際カルテルこそが、ICI社の前身企業であるノーベル・インダストリーズ社（Nobel Industries Ltd.）から継承した「国際爆薬カルテル」（Explosives Cartel）ならびに「1929年特許・製法協定」（Patents and Processes Agreement of 1929）であった。

1 国際爆薬カルテル

「国際爆薬カルテル」の起源は、19世紀末葉にまで遡るが、1920年代に入って大きく2つの路線に分かれて進展することとなる。

まずノーベル・インダストリーズ社とデュポン社の協定から見ていこう。両社は、第1次世界大戦後の1920年、戦前に締結していた協定を復活させるため、改めて「1920年特許・製法協定」（Patents and Processes Agreement of 1920）を締結した。その結果、爆薬分野での現在ならびに将来における特許・秘密製法に関する使用権を交換し、ノーベル・インダストリーズ社がアジア、アフリカ、オーストラレイシアを、デュポン社がアメリカ合衆国、メキシコ、中央アメリカの大部分、コロンビア、ヴェネズエラをそれぞれ排他的領域とし、南アメリカを両社の共同領域として市場分割することが確約された（Board of Trade [1934-44] 13；Taylor/Sudnik [1984] 99-100）。特に南アメリカについては「南アメリカ・プーリング協定」（South American Pooling Agreement）が締結され、チリを除く南アメリカにおける商業用爆薬の販売から生じる利潤のシェアとプール、南アメリカ全域における軍用爆薬に関する政府発注情報の交換を協定した。加えて1921年には商業用爆薬市場としての重要性を有するチリにおいてもアメリカ合衆国の有力火薬企業アトラス・パウダー社（Atlas Powder Co.）に株式の15%を所有させる⁽³⁾ことで、その参加を許し、3社でチリに爆薬製造企業、南アメリカ爆薬社（Cia. Sud-Americana de Explosivos）を設立している（Board of Trade [1934-44] 14, 23；Taylor/Sudnik [1984] 121；Stocking/Watkins [1947] 439）。

次いでノーベル・インダストリーズ社＝デュポン社とドイツ爆薬企業との協定を見ておこう。1925年、両社のライバルであるドイツの総合化学企業、利益共同体染料工業社（Interessengemeinschaft Farben-industrie AG：IG フェルベン社）系の爆薬企業⁽⁴⁾が、ノーベル・インダス

トリーズ社とデュボン社が有する商業用爆薬市場に参入する意思を見せた際、対立を避けるために、3者を中心とした新たな「国際爆薬カルテル」を推進することとなった(Reader [1970] 409-10)。同カルテルは、①ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社がドイツ爆薬企業の株式を保有する⁽⁵⁾(Reader [1970] 411; Taylor/Sudnik [1984] 114)、②3者間で商業用爆薬の特許・製法に関する使用权を交換するとともに、ノーベル・インダストリーズ社がイギリス帝国諸地域、デュボン社がアメリカ合衆国、中央アメリカの大部分、ドイツ爆薬企業が大陸ヨーロッパにおける排他的権利を保持し、南アメリカについては3者が非排他的権利を交換する、③かかる再編成に従い、ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社による「1920年特許・製法協定」に一定の修正を加える(Reader [1970] 409)、④南アメリカについては、さらに「南アメリカ・プーリング協定」にドイツ爆薬企業を参加させ、ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社がそれぞれ37.5%、ドイツ爆薬企業が25%を出資することで、ロンドンに爆薬販売会社エクスプローシヴズ・インダストリーズ社(Explosives Industries Ltd.)を設立し、チリ、ボリヴィアにおける南アメリカ爆薬社とドイツ爆薬企業の売上合計額のうち25%をドイツ爆薬企業に対して保証する、というものであった(Board of Trade [1934-44] 16-21; Taylor/Sudnik [1984] 121; Stocking/Watkins [1947] 444)。

3者によって成立した事実上の世界爆薬市場の支配体制は、1930年代前半の世界大恐慌を経験してもなお維持され、カルテル締結10年後の1936年にはその更新がなされ、各社が要求に応じて他の爆薬企業との間に類似のカルテルを締結することも許された⁽⁶⁾。

2 特許・製法協定

かかる「国際爆薬カルテル」を巡る3者の活動は、他方でICI社とデュボン社にとっての「パートナーシップ」(Stocking/Watkins [1947] 440-1)をも醸成した。それが1929年に両社間で締結された「大同盟」(‘Grand Alliance’, Stocking/Watkins [1947] 124)として知られる「1929年特許・製法協定」である。従来の「国際爆薬カルテル」⁽⁷⁾は、その対象が爆薬部門に限定されていたが、新たに締結された「大同盟」では、その協定範囲が両社の広範かつ主要な製品分野にまで拡充されることになった。

ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社は、すでに第1次世界大戦期以降、爆薬以外の分野に関して協力を図るべく協議を続けていた(Stocking/Watkins [1947] 448)。その一方、1920年代に入ると、後身企業であるICI社とデュボン社は、ともにそれぞれ別のルートでIGファルベン社との協調をも模索していた。しかしその目論見がともに挫折するや、IGファルベン社の傲慢さを痛感した両社は、相互に「より大いなる一体感」(‘greater togetherness’, Reader [1975] 48)を見出すことで、改めてこれまでもまして近しい関係としてのより強固な協定を

切望するに至った。かくして従来の「1920年特許・製法協定」を爆薬関連製品以外の事業分野にまで拡充する見直し策として、1929年7月、両社の広範な事業分野にわたる連繫を謳った「大同盟」として名高い「1929年特許・製法協定」が締結された（Reader [1975] 47-52；Taylor/Sudnik [1984] 125-6）。

その対象品目は、非軍事爆薬；セルロース，同系製品（プラスチック・フィルム）；防水加工繊維製品；ペンキ，ワニス，ラッカー；顔料，レーキ（深紅色顔料），塗料；有機酸，無機酸；一般重化学製品；染料；合成アンモニア，合成アルコール，固定窒素副産物；肥料；水素添加による石炭合成製品および石油合成製品；その他の有機化学製品；その他の合成アルコール，発酵アルコール；殺虫剤，殺菌剤，消毒剤と，両社が製造する化学製品の相当な領域に及んだ⁽⁸⁾。そしてこれらのほぼ全品目について，技術情報の交換を行い，特許および秘密製法下での製造，使用，販売の排他的使用権を供与することが確認された（Board of Trade [1934-44] 34-5；Stocking/Watkins [1947] 451）。さらに市場の分割についても，デュボン社が北アメリカ（カナダ，ニューファンドランドを除く地域）と中央アメリカ（カリブ海から太平洋間の西インド諸島を含むコロンビアからメキシコまでの地域），ICI社がイギリス帝国諸地域（カナダ，ニューファンドランドを除いた，エジプトを含む地域）をそれぞれ排他的領域とし，その他の地域は，両社間の非排他的領域，特にカナダについては両社の合弁企業であるカナディアン・インダストリーズ社（Canadian Industries Ltd.）の領域とするものであった（Board of Trade [1934-44] 35-6；Stocking/Watkins [1947] 451；Taylor/Sudnik [1984] 126）。

かくして締結なった「大同盟」は，その後も度重なる改編がなされるとともに，「デュボン社とICI社の『対外関係』」にとっての天然磁石」（Stocking/Watkins [1947] 451）あるいは「1930年代を通じてICI社の対外政策における基盤」（Reader [1975] 54）となって，とりわけ南北アメリカ大陸におけるICI社の対外直接投資＝現地生産体制の全面展開を促進したのである。

Ⅲ 南アメリカにおける国際合弁事業

南アメリカ諸国は，自治領ないし植民地として「イギリス帝国」を構成していたわけではないが，アルゼンチンやブラジルなどは「非公式帝国」として，従来からイギリスとの貿易やイギリスによる投資が盛んに行われていた。南アメリカにおけるICI社の国際事業活動も，その成立以前から，すでにチリやボリヴィアにおいてはノーベル・インダストリーズ社が爆薬製造事業を展開し，アルゼンチン，ブラジルについてもブラナー・モンド社（Brunner, Mond & Co. Ltd.）やユナイテッド・アルカリ社（the United Alkali Co. Ltd.）（注1）がソーダ灰の輸出市場として取引を行っていた（Reader [1975] 219）。だがICI社の成立以降は，南アメリカ各地における事業

表1 ICI社の南アメリカ投資（1935年）

会社名	株式名	発行資本金額 (現地通貨)	所有株式額 (現地通貨)	所有比率 (%)
製造子会社				
Cia. Sud Americana de Explosivos	Ord.	£ 400,000	£ 169,575	42.39
Industrias Quimica Argentinas 'Duperial' SA	—	Ps. 14,570,000	Ps. 7,285,000	50.00
販売子会社				
ICI (Brazil) Ltd.	Ord.	R \$ 6,000,000	R \$ 6,000,000	100.00
ICI (Chile) Ltd.	Ord. A	\$ 1,000,000	\$ 1,000,000	100.00
ditto	Ord. B	\$ 800,000	\$ 800,000	100.00
ICI (Peru) Ltd. ¹	Ord. A	\$ 125,000	\$ 125,000	100.00
ditto	Ord. B	\$ 312,500	\$ 312,500	100.00

出所：Treasury [1935] State. G より作成。

註1：原表には 'ICI (Lima)' と記述されていたが、'ICI (Peru) Ltd.' の誤りであろう。

活動、とりわけ現地生産は、「1929 特許・製法協定」を背景とした、デュポン社との強固な連帯による合併事業を中心に展開することとなった。本節では、チリ、アルゼンチン、ブラジルにおけるデュポン社をはじめとした諸企業との合併事業による現地生産体制について叙述する⁽⁹⁾ (表1)。

1 チリ

チリにおいては、ノーベル・インダストリーズ社時代の1921年、チリ、さらにはボリビアの主要産業たる硝石や銅・錫の採掘を中心とした鉱業に使用される商業用爆薬の需要に応えるべく、デュポン社およびアトラス・パウダー社との合併事業として爆薬製造企業、南アメリカ爆薬社が設立されていた。そして1924年に完成したりオ・ロア (Rio Loa, アントファガスタ [Antofagasta] 内陸部) 工場を基盤として、当初から爆薬・同関連製品を中心に現地生産体制を推進していた (Reader [1975] 220; ICI, *Magazine* [Apr. 1928] 292, [May 1937] 405)。

ICI社の成立後もその事業は継承されたが、世界大恐慌の嵐がチリを襲った⁽¹⁰⁾ ことによって一次産品輸出国であったチリには甚大な被害がもたらされた。さらに政治的・経済的混乱が続くさなかの1932年には、第2次パルマ (Arturo Alessandri Palma, 1868-1950) 政権が成立し、強まる経済的ナショナリズムの下で、チリは自由貿易体制を放棄して、保護主義的な工業化、すなわち輸入代替化を志向することとなった。

とりわけ、1930年代初頭、農業恐慌にともなう、天然肥料たるチリ硝石の需要縮小により、南アメリカ爆薬社、ドイツの爆薬企業アルフレッド・ノーベル・ディナミット社 (Dynamit AG vorm. Alfred Nobel & Co.; 注4)、スウェーデンの化学企業ノルスク・ヒドロ社 (Norsk Hydro

表2 チリにおける主要企業の爆薬製造・輸入

会 社 名	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年
製 造 Cia. Sud Americana de Explosivos	4,085	3,154	2,236	644	604
輸 入 Cia. Sud Americana de Explosivos	243	161	272	287	159
Norsk Hydro Kvaestof A/S	2,626	1,001	650	11	315
Dynamit AG	912	1,028	219	111	145
Trojan Powder	272	—	100	—	—
ベルギー企業	—	—	—	—	35
合 計	8,138	5,344	3,477	1,053	1,258
Cia. Sud Americana de Explosivos の製造比率 (%)	50	60	70	60	50

出所：Reader [1975] 220.

単位：short tons.

A/S) (両社とも IG ファルベン社の支配下にあった), その他企業の爆薬販売量 (製造・輸入) は, 1929年の8138小トン⁽¹¹⁾から, 1932年にはおよそ8分の1の1053小トンにまで激減した。南アメリカ爆薬社の場合, 輸入量が243小トンから159小トンへの減少に留まったのに対して, 製造量は4085小トンから644小トンへと大幅に減少した。それでも南アメリカ爆薬社は, 全販売量に対するその製造比率を, 当初は1929年の50%から, 1931年の70%にまで拡大させたが, 需要が回復に向かいはじめた1933年からは一転して製造比率が低下し, 特にノルスク・ヒドロ社およびディナミット社の輸入が関税障壁を越えて急増を遂げてきた⁽¹²⁾ (表2)。この間, 南アメリカ爆薬社では人員削減が始まり, 生産設備の稼働率は15%にすぎないものとなった。かかる動向は, 1925年の「国際爆薬カルテル」に基づき, チリにおける一定割合の爆薬販売をIGファルベン社に保証せねばならなかったことに起因する (Reader [1975] 219-20)。かくして世界大恐慌以降のチリの場合, ICI社はチリ側の利害——特に雇用促進や現地の工業的發展——を考慮した現地生産の拡大・強化を抑制し, むしろIGファルベン社との「協調」を最優先として譲歩を図る⁽¹³⁾ことで, 非排他的領域であるチリでの安定的な事業活動を模索している。

2 アルゼンチン

アルゼンチンの場合, 両大戦間期にはすでに一定の工業化が進展し, 化学産業も多角化に向けた可能性を秘めていた⁽¹⁴⁾。1925年にはノーベル・インダストリーズ社が, 弾薬企業アルゼンチン・オルベア弾薬社 (Cartucheria Orbea Argentina SA) を設立する一方, ICI社の成立時には, 同社の前身企業であるブラナー・モンド社やユナイテッド・アルカリ社も, 現地の販売代理店ないし販売子会社を通じた, アルカリ, 塩素製品の大規模な輸出を行っていた (Reader [1975] 221-2; Taylor/Sudnik [1984] 134)。さらに1928年には, ICI社がベルギーのソーダ企

表3 ICI社のアルゼンチン投資（1932年）

会社名	ICI社所有額 (£)	所有比率 (%)	ICI社の費用 (£)
Cartucheria Orbea SA	165,390	89.4	217,121
ICI SA Com. e Ind.	152,174	100.0	147,915
SA Rivadavia	52,174	40.0	52,594
Barraca Amberense SA	4,348	100.0	4,348
合計	374,086	—	421,978

出所：Reader [1975] Table 15.

業ソルヴェー社 (Solvay et Cie.) ならびに現地企業バンジ・アンド・ボーン社 (Bunge and Born Limitada SA Commercial, Financiera y Industrial) と手を結び、硫酸・硝酸・塩酸製造企業リヴァダヴィア社 (SA Industrial e Commercial Rivadavia) を設立し、現地資本導入による多角的な事業を展開することとなった (Reader [1975] 224; Taylor/Sudnik [1984] 134; 表3)。

ところが1931年から1932年にかけて⁽¹⁵⁾、ICI社が重化学製品分野への進出を計画していた頃、同様にデュポン社もまた競合する重化学製品分野の工場建設に対する投資を企図しており、ここにて両社の衝突が懸念されるに至った。確かに「1929年特許・製法協定」によれば、南アメリカは、両社の「非排他的領域」であり、その投資に規制はなされていなかった。だが「〔両社の〕利害の衝突を回避して、市場における協力的な地位を強化し、経済的ナショナリズムによって鼓舞された現地〔資本の〕生産者に対抗するため」(Stocking/Watkins [1947] 460) には、両社の協力関係が不可欠であった。この結果、既存の子会社——同時期、すでにデュポン社は2企業を設立していた——を統合して新会社を設立し、合併事業を展開することで決着をみた。そして1934年、現地資本（特にバンジ・アンド・ボーン社）を排除し、両社が折半出資するかたちで、〈デュペリアル〉アルゼンチン化学工業社 (Industrias Quimicas Argentinas 'Duperial' SA Industrial y Commercial) が設立された。かくして同社を通じて既存のアルゼンチン市場にウルグアイおよびパラグアイ市場を加えた、新たな領域における各種化学製品の輸入取引や現地生産を展開することとなった (Reader [1975] 222-5; Taylor/Sudnik [1984] 134-5; Stocking/Watkins [1947] 460; 表4)。

そしてデュペリアル社は、その設立以降、一方で現地資本との確執を深め、その解決に苦慮しながらも、他方では宥和を図り、提携によって多角化を推進する。まず1935年には、現地の大手ガス会社であるプリミティヴァ・ガス社 (Cia. Primitiva de Gas) から副生無水アンモニアを購入し、ヨーロッパ向けに輸出することで、現地での摩擦を回避している。さらに同年、レー

表4 アルゼンチンにおけるICI社の売上

製 品	1928年	1929年	1930年	1931年
主要製品				
アルカリ・塩素製品	287,513	—	—	243,774
爆薬・関連製品	—	32,887	14,791	—
スポーツ用火薬	—	18,597	16,459	—
武器 (Cartucheria Orbea SA)	—	180,787	107,766	—
硫酸 (SA Rivadavia)	—	75,211	102,637	—
非主要製品				
金 属	—	4,317	4,029	—
電 極 類	—	453	202	—
人造皮革	—	690	2,111	—
窒素製品・肥料	—	1,491	5,151	—
葉 莖	—	893	1,097	—
Lighting Trades Ltd. 製品	—	600	600	—

出所：Reader [1975] Table 14.

単位：£.

ヨンの生産を開始すべくデュシロ社 (Ducilo SA) を設立し、アルゼンチンでの特許・製法権を所有するフランスの人造繊維コムトワール⁽¹⁷⁾ (Comptoir des Textiles Artificiels) に株式の15%を供与し、その一方で同分野への参入を企図していたバンジ・アンド・ボーン社にも15%の資本参加を認めることで、参入阻止を果たし、レーヨンの現地生産に参入することとなった (Stocking/Watkins [1947] 461-2)。さらに翌1936年には、バンジ・アンド・ボーン社が、デュペリアル社と競合する硫酸・酒石酸事業への攻撃的な進出を企てたため (Taylor/Sudnik [1984] 135)、デュペリアル社は、一方で硫酸の価格を引き下げ、バンジ・アンド・ボーン社の出鼻を挫くとともに、他方で利害の少ない酒石酸については、同社に市場を保証することで対応している (Stocking/Watkins [1947] 461)。

しかし同年、さらにバンジ・アンド・ボーン社が、IG ファルベン社やフランスの大手化学企業キュールマン社 (Éts. Kuhlmann SA)、ソルヴェー社の援護を受けて、アルゼンチン・セルロース社 (La Celulosa Argentina SA) を買収し、パルプ・製紙工業や電解法による苛性ソーダ・塩素事業にまで触手を伸ばしはじめた (Taylor/Sudnik [1984] 135)。アルカリ製品は、ICI社にとってとりわけ重要性の高い取引製品であったがため、デュペリアル社はその攻勢に対し、セルロース社との折半出資 — 後にデュペリアル社は、その持株のうち22.2% (全社では11.1%) をIG ファルベン社に、11.0% (同5.5%) をソルヴェー社に譲渡している — により、

1939年、新会社としてアルゼンチン・エレクトロクロール社 (Electroclor SA Argentina) を設立することで、衝突を回避するなどした (Stocking/Watkins [1947] 462-3; Taylor/Sudnik [1984] 135)。すなわちデュペリアル社がセルロース社と——換言すれば、ICI社=デュポン社が現地企業バンジ・アンド・ボーン社と——協定を締結することで「協調」を図り、「ほとんどの製品について、熾烈な競争 (keenly competitive) が続いていた」 (ICI, *Annual Report* [1936] 17) アルゼンチン市場において共存していく方策を選択したのである。

3 ブラジル

ブラジルにおける主要事業活動は、1928年設立のICI社 (ブラジル) 社 (ICI (Brazil) Ltd.) を通じたアルカリ・塩素製品および酸・同関連製品の販売であり、爆薬に関しても従来からエクスプローシヴズ・インダストリーズ社を介して輸出を行っていた。しかしブラジルにも世界大恐慌が波及した⁽¹⁸⁾ ことで、保護主義により遮断されたブラジル市場におけるイギリス、アメリカ合衆国、ドイツ、日本といった諸国との競争激化に対応する新たな方策として、事業活動をこうした輸出にのみ依拠した体制から現地生産体制にシフトさせる必要性が生じてきた。そこで1935年、ICI社は、アメリカ合衆国の武器企業レミントン・スモール・アームズ社 (Remington Small Arms Co., デュポン社系) との折半出資 (各4100コントス [約4万5000ポンド]) で、弾薬製造企業を買収し、サン・パウロ (São Paulo) にブラジル弾薬社 (Cia. Brasileira de Cartuchos SA) を設立している。さらに同年、約6800コントス (7万4000ポンド) で株式の95%を取得して人造皮革企業を買収し、アツェヴェド・ソアレス・ニトロセルロース製造社 (Cia. Productos Nitrocellulose Azevedo Soares) を設立している (Reader [1975] 226-7)。

そして1937年、重化学製品部門への特化を企図するデュポン社からの要請により、カナダやアルゼンチンの前例に従い、ICI (ブラジル) 社⁽¹⁹⁾ は、すでにブラジルで操業を行っていたデュポン社のブラジル子会社デュポン・ド・ブラジル社⁽²⁰⁾ (SA du Pont do Brasil) との合併として、1万4000コントス (約15万2000ポンド) をもって〈デュペリアル〉ブラジル化学工業社 (Industrias Quimicas Brasileiras 'Duperial' SA) を設立した。このデュペリアル社は、主として化学製品の販売を行うとともに、人造皮革に加えて、石鹼や接着剤の製造など、広範な用途を有する珪酸ナトリウムの現地生産を目論んでいた (Reader [1975] 227; Taylor/Sudnik [1984] 136; ICI, *Magazine* [May 1937] 403)。しかしデュポン社の場合、ICI社と比較して取引が小規模であったため、デュペリアル社に対する投資が過重となり、両社間に認識のズレが生じてしまった (Taylor/Sudnik [1984] 136; Reader [1975] 228)。さらには第2次世界大戦の勃発や、アメリカ合衆国による反トラストの進展に対する対応の違いも重なって (Reader [1975] 229)、十分な発展を見ないまま、デュペリアル社はその後、早期に終焉を迎えている。

IV 結 語

ノーベル・インダストリーズ社の海外生産体制を継承・再編成した ICI 社は、もとより「多国籍企業」であった。しかし世界大恐慌によって長期不況に見舞われた 1930 年代には、「非公式帝国」である南アメリカのチリ、アルゼンチン、ブラジルでは、主としてデュボン社との合弁事業がかかる現地生産体制——現地資本の導入、現地労働者の採用、現地企業への権限委譲による現地化とそれに基づいた事業範囲・規模の拡大——がより一層強化され、ICI 社はまさしく「多国籍企業」としてその国際事業を全面展開させた。それは、国際カルテルの機能によって海外市場が安定し、輸出が進展したことで、逆に対外直接投資＝多国籍事業活動の必要性が低下したというジョーンズ（Geoffrey Jones）教授⁽²¹⁾の見解とは異なる状況であった。

とりわけ「非公式帝国」である南アメリカ諸国は、非排他的領域であったがゆえに、現地大資本や宿敵である IG ファルベン社が顕著に台頭するなど、ICI 社の現地事業に脅威を与える要素が十二分に存在していた。加えてイギリスからの輸入すら拒むほどの被投資国政府による輸入代替政策までもが進展していた。だがその一方で、被投資国はいずれも新興工業国として 20 世紀に入って工業化が進展するなど、製品の多角化を受け入れうる要素も秘めていた。つまり ICI 社にとっての南アメリカ市場は、本国からの製品輸出に依存しつつけるには、余りにも「危険」と「機会」を孕みすぎていた。この結果、体制が危機的状況に瀕して、経済的ナショナリズムが台頭し、政治的・経済的に紐帯強化が叫ばれる南アメリカ諸国において、ICI 社は、協調関係にあったデュボン社はもちろん、現地資本をも導入することで連繫を図り——現地資本に投資機会を供与しつつ競争を抑制する——、現地生産体制を布く——現地の雇用創出にも協力する——ことで、紐帯強化に尽力する姿を誇示し、さらには進展が期待される工業化に対応すべく、一層の多角化を推進せんとした。すなわち、ICI 社は、保護主義や現地資本、宿敵の台頭という「危険」を回避し、事業範囲・規模を拡張しうる「機会」を確実に掌握すべく、南アメリカ諸国において、その国際事業活動の発展を企図した。すなわち、1930 年代という大不況下における体制の転換期にあって、その活路を「公式帝国」市場のみならず、「非公式帝国」市場にも求め、イギリス本国からの輸出に留まることなく、現地生産体制を布くことで、より積極的な国際事業展開＝多国籍事業展開を志向したことになる⁽²²⁾。

《注》

- (1) イギリス化学企業 4 社、すなわち爆薬・金属企業のノーベル・インダストリーズ社、ソーダ企業のブラナー・モンド社、ソーダ企業のユナイテッド・アルカリ社、染料企業のブリティッシュ・ダイスタップズ社（the British Dyestuffs Corp. Ltd.）の大規模合併により成立した。

- (2) 両大戦間期のカナダにおけるデュボン社との合併事業については、松田 [2007] を参照。
- (3) 南アメリカ爆薬社の持株比率については、論者がまちまちの数値を挙げており確定できない。本稿は Stocking/Watkins [1947] 439 に依っているが、その他にノーベル・インダストリーズ社が 50%、デュボン社とアトラス・パウダー社が残り 50% (両社の割合は不明) とするもの (Reader [1970] 397)、ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社が各 41.5% で残りがアトラス・パウダー社とするもの (Taylor/Sudnik [1984] 121) があった。なお 1935 年の株式所有については表 1 を参照。
- (4) IG ファルベン社系のドイツ爆薬企業とは、ディナミット社とケルン＝ロットヴァイル爆薬連合 (Vereinignte Köln-Rottweiler Pulverfabriken : VKRP 社) の 2 社である。
- (5) これにともない、ノーベル・インダストリーズ社とデュボン社の両社が、IG ファルベン社の株式を所有することとなったが、その所有比率は 1% 以下にすぎなかった (Reader [1970] 413 ; Taylor/Sudnik [1984] 114)。
- (6) これに先立ち、ディナミット社は、独自にドイツ国内の爆薬企業との間に爆薬の輸出制限に関する協定を締結していたが、同協定が ICI 社やデュボン社の利益を損なわないかぎりにおいて、両社がこれを承認している (Stocking/Watkins [1947] 447)。
- (7) 「大同盟」=「1929 年特許・製法協定」については、Board of Trade [1934-44] 21-47 ; Reader [1975] 46-54, App. IV ; Taylor/Sudnik [1984] 124-37 ; Stocking/Watkins [1947] 448-57 が詳細である。
- (8) ただし主要製品のうち次の品目は除外されている。レーヨンとセロファンについては、デュボン社のみが生産しており、同社はすでにフランス企業と協定を結んでいた。アルカリ製品については、ICI 社のみが生産しており、同社はすでにソルヴェー社やアメリカ合衆国の大手化学企業アライド・ケミカル・アンド・ダイ社 (Allied Chemical and Dye Corp. Inc.) との協定を締結していた。軍事爆薬についても、すでに両社の協定で政府発注情報の交換が盛り込まれており、加えて同協定以上のものは政府の規制により不可能となっていた (Stocking/Watkins [1947] 451 ; Reader [1975] 52, 508-10 ; Taylor/Sudnik [1984] 126)。
- (9) 1937 年時点での ICI 社全体の海外取引に対する使用資本は、3000 万ポンドであった。このうち南アメリカの各合併会社については 120 万ポンド (全体の 4%) であり、カナダの合併会社の 330 万ポンド (11%)、オーストラリアの子会社の 240 万ポンド (8%)、南アフリカの合併会社の 150 万ポンド (5%) に比較すれば、いささか見劣りがする (Reader [1975] 200)。
- (10) チリの場合、南アメリカ諸国の中でも最も打撃が大きく、1932 年には輸出額が 1929 年の 12% 以下、輸入額が同年の 20% 以下にまで落ち込んでいる (中川・他 [1985] 82)。
- (11) 小トン (short ton) は、2000 重量ポンド=907.2 キログラムに相当する。
- (12) ディナミット社にとっては、輸出割当が削減されれば、ヒトラー (Adolf Hitler, 1889-1945) 政権によって、工場が閉鎖されてしまう危険すらあった (Reader [1975] 220)。
- (13) 一方、南アメリカ爆薬社社長 (チリ人) を含めたチリ側には、競争企業との間にいかなる協定を締結する意思もなく、「チリ法人 [南アメリカ爆薬社] の利害は…ICI 社の広範な利害の犠牲となった」 (Reader [1975] 221) とされる。
- (14) 1846 年に「穀物法」(Corn Laws) が廃止され、イギリスで消費される食糧の海外依存が高まるなか、アルゼンチンは開放政策の下で、農工国際分業体制の一翼を担うかたちで、農畜産物輸出部門の育成を図ることとなった。そして、19 世紀半以降、鉄道敷設を対象としたイギリス資本をはじめ、ヨーロッパ資本や工業製品、労働力の流入が増大して、国内市場も次第に拡大し、新興国として工業化が進展していた (中川・他 [1985] 278-80 ; 細野 [1983] 8-42)。ちなみに 1900-30 年にかけての就業構造は、工業部門が労働人口の 26%、サービス業 38%、農牧業 36% で (Ferrer [1963] 邦訳 145-6)、第 1 次世界大戦期以降の工業生産の成長率は、1915-19 年 13%、1920-24 年 49%、1925-29 年 32% であった (Cueva [1977] 邦訳 156)。
- (15) アルゼンチンもまた世界大恐慌による衝撃が大きく、1930、31、32 年の主要経済指標 (1928 年=

100) は、輸出が 58.1, 60.7, 53.7, 輸入が 88.3, 61.7, 43.9, 新規総固定資本投資が 96.3, 58.9, 42.0 と年々低下している (佐野 [1986] 表 3-4, 225)。かかる逆境を打開すべく、1933 年には「ロカ＝ランシマン協定」(Roca-Runciman Agreement) を締結し、イギリス資本への特惠待遇を許す一方、同国向け農畜産物輸出市場を確保し、さらに輸入制限による保護の下で輸入代替工業化を促進することとなった (Cueva [1977] 邦訳 162-4; 細野 [1983] 250-2)。ただし、第 1 次世界大戦前からすでに輸入代替化への動きは始まっており、1918 年から 1923 年にかけて数種の保護的関税が設定され、戦後恐慌期には強力な利益集団たるアルゼンチン工業連盟 (Unión Industrial Argentina) やアルゼンチン農牧協会 (Sociedad Rural Argentina) から国内製造業の保護を要求する声が上がっている (佐野 [1986] 53-60)。

なお、輸入代替工業化を中心とした世界大恐慌期の経済政策など、両大戦間期のアルゼンチン経済については、Ferrer [1963] 邦訳 169-224; Cueva [1977] 邦訳 156-68 (ただし南アメリカ全域); Frank [1970] 邦訳第 7 章 (ただし南アメリカ全域); 佐野 [1986] 第 2 章 (ただし 1920 年代まで) を参照。

- (16) デュポン社の投資にとって、アルゼンチンは『特別好都合な』環境…〔であり〕…アルゼンチンの将来とともにある最高の化学企業は、現地生産に投資をする企業であろう (Taylor/Sudnik [1984] 134) と並々ならぬ投資意欲を見せていた。
- (17) 人造繊維コムトワールとの間では、翌 1936 年に同コムトワールのアルゼンチン子会社であるセロファン社 (La Cellophane) とデュポン社を通じて、デュシロ社によるセロファンの現地生産も行うようになった (Stocking/Watkins [1947] 462)。なお「コムトワール」(comtoir) とは、ドイツのシンジケートに相当するような共同販売機関を有するカルテルのことであり、単純なカルテルよりも一歩進んだ独占機関のことである (作道 [1995] 51 注 13)。
- (18) ブラジルの経済は、コーヒーを中心とした一次産品輸出に多大に依存していたが、その輸出も世界大恐慌によって 1929 年の 9500 万ポンドから、翌 1930 年には 6600 万ポンドに激落した。同時に資本逃避の増大と外国資本流入の停止によって資本移動が逆流するなど従来の構造が崩壊し、「民族工業ブルジョワジー」(national industrial bourgeoisie) の台頭を許すこととなった (Frank [1967] 174-5. 邦訳 179-80)。その過程で登場したヴァルガス (Getulio Dorneles Vargas, 1882-1854) 大統領の下、輸入制限やすでに一定の発展を遂げていた工業部門の輸入代替工業への転換が行われた (細野 [1983] 255-7)。国内金融への依存と帝国主義中枢からの相対的孤立がむしろブラジル工業製品の価格上昇と需要増大をもたらし、工業生産は 1929-1937 年におよそ 50%、あるいは 1931-1938 年に 100% も上昇したとされている (Frank [1967] 175-6. 邦訳 180-1)。
- (19) 合併の際、アツェヴェド・ソアレス社は、ICI 社が同社株 95% を保有したまま、新会社に吸収されているが、ブラジル弾薬社は吸収されることなく残されている (Reader [1975] 227)。
- (20) デュポン社も小規模ながらデュボン・ド・ブラジル社により染料・染料関連製品、透明セルロース・フィルム、完成品を販売していた (Reader [1975] 226)。
- (21) 1930 年代におけるイギリス企業の国際事業展開について、ジョーンズ教授は、イギリス企業が両大戦間期に積極的に推進されていた国際カルテル活動に参加することで、むしろ 1920 年代に比較し、1930 年代にはイギリスの多国籍的活動＝対外直接投資は縮小した、と結論づけている (Jones [1984] 149)。
- (22) 南アメリカ諸国における事業の成果を確認できる資料は数少ないが、1936/7 年の ICI 社全体の使用資本利益率を見ると、帝国内取引が 10.34%、帝国外取引が 3.12% であったのに対し、チリ及びアルゼンチンの合併事業については 6.29%、ブラジルについては 9.66% と、ともに帝国外取引全体に比較すれば高い値を示している。

参考文献

Board of Trade, Industries and Manufactures Department [1934-44], Anti Trust Laws: Complaint

- against Imperial Chemical Industries Ltd., in District Court of the United States for the Southern District of New York, Civil No. 24-13, January 1944, London, National Archives, S/N: BT 64/321.
- Cueva, A. [1977], *El desarrollo del capitalismo en América Latina: ensayo de interpretación histórica*, Mexico, Sigro XXI de España Editores. アジア・アフリカ研究所訳『ラテンアメリカにおける資本主義の発展』大月書店, 1981年。
- Ferrer, A. [1963], *La economía Argentina: las etapas de su desarrollo y problemas actuales*, Mexico, Fondo de Cultura Económica. 松下洋訳『アルゼンチン経済史』新世界社, 1974年。
- Frank, A. G. [1967], *Capitalism and Underdevelopment in Latin America: Historical Studies of Chile and Brazil*, New York, Monthly Review Press. 大崎正治・他訳『世界資本主義と低開発』柘植書房, 1979年。
- [1970], *Lumpenburogesia: Lumpendesarrollo*, Montevideo, Ediciones de la Banda Oriental. 西川潤訳『世界資本主義とラテンアメリカ — ルンペンブルジョワジーとルンペンの発展 —』岩波書店, 1978年。
- Grant, W., Paterson, W. and Whitston, C. [1988], *Government and the Chemical Industry*, Oxford, Clarendon Press.
- Imperial Chemical Industries Ltd., *The Magazine of Imperial Chemical Industries Limited* [monthly], London, the company.
- , *Annual Report of the Directors of Imperial Chemical Industries, Ltd. to the Members* [annual], London, the company.
- 細野昭雄 [1983]『ラテンアメリカの経済』東京大学出版会。
- Jones, G. [1984], 'The Expansion of British Multinational Manufacturing 1890-1939', in A. Okochi and T. Inoue, eds., *Overseas Business Activities*, proceedings of the Fuji Conference, Tokyo, University of Tokyo Press.
- 松田 淳 [2007]「両大戦間期のカナダ化学産業 — カナディアン・インダストリーズ社による多角化を事例として —」川口短期大学編『川口短大紀要』第21号。
- 中川文雄・松下 洋・遅野井茂雄 [1985]『ラテンアメリカ現代史Ⅱ — アンデス・ラブラタ地域 —』(『世界現代史』第34巻) 山川出版社。
- Reader, W. J. [1970], *Imperial Chemical Industries: A History*, Vol. I, *The Forerunners 1860-1926*, London, Oxford University Press.
- [1975], *Imperial Chemical Industries: A History*, Vol. II, *The First Quarter-Century 1926-1952*, London, Oxford University Press.
- 作道 潤 [1995]『フランス工業史研究 — 国家と企業 —』有斐閣。
- 佐野 誠 [1986]『現代資本主義と中進国問題の発生 — 両大戦間期のアルゼンチン —』批評社。
- Stocking, G. W. and Watkins, M. W. [1947], *Cartels in Action: Case Studies in International Business Diplomacy*, New York, Twentieth Century Fund.
- Taylor, G. D. and Sudnik, P. E. [1984], *Du Pont and the International Chemical Industry*, The Evolution of American Business: Industries, Institutions, and Entrepreneurs, Boston, Twayne Publishers.
- Treasury, Chancellor of the Exchequer's Office, and Rating of Government Property Department, Royal Commission on the Private Manufacture of and Trading in Arms [1935], Imperial Chemical industries Ltd.: Evidence, note by the Secretary, London, National Archives, S/N: T 181/67.